

2024 年日本政府年次報告
「労働者災害補償についての内外人労働者の均等待遇に関する条約（第 19 号）」
(2017 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日)

1. 質問（a）について

〔第 2 条〕

適用条文について、報告期間中に下記のとおり改正された。

労働基準法（昭和22年法律第49号）第84条

（改正前）

補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によってこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において、使用者は補償の責を免れ、又は命令で指定する法律に基づいて、この法律の災害補償に相当する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

（改正後）

この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第 1 条

（改正前）

労働者災害補償保険は、業務上の事由による労働者の負傷、疾病又は死亡に対して迅速且つ公正な保護をするため、災害補償を行い、併せて労働者の福祉に必要な施設をなすことを目的とする。

（改正後）

労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者(以下「複数事業労働者」という。)の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 質問（b）について

該当なし

3. 質問（c）について

監督組織については、2024 年 3 月 31 日現在、労働基準監督署の数が 321 署、他に支署 4 となっている。労働基準監督署の労働基準監督官の数が 3,112 人となっている。

4. 質問（d）について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

5. 質問（e）について

関係する労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。